

みやぎ文化芸術応援事業「トモシビ・プロジェクト」募集要項

1 目的

文化芸術の灯を絶やさないための対策として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、活動の自粛を余儀なくされたプロのアーティストやスタッフ等が制作した動画作品を Web 上に掲載・発信する機会を設けることにより、アーティスト等の活動を支援するとともに、在宅でも県民が文化芸術に触れられる機会を提供します。

2 概要

プロとして文化芸術活動に携わるアーティストやスタッフ等の方から、Web 上で配信する動画作品の企画を募集します。動画作品は、Web サイトで配信するとともに、制作されたアーティストやスタッフ等の方などに出演料相当をお支払いします。

3 募集内容

本事業の応募に当たっては、本募集要項及び応募規約をお読みいただき、ご同意いただいた上でご応募ください。

(1) 対象者

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、活動の自粛を余儀なくされたプロのアーティスト、クリエイター、スタッフ等で、以下の要件を全て満たす方を対象とします。（暴力団員等を除く（宮城県暴力団排除条例（平成 22 年宮城県条例第 67 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者））

イ 以下の領域で活動していること

(イ) 職業・職種

音楽家，俳優，舞踊・舞踏家，美術家，カメラマン，伝統芸能実演家，演出家，脚本家，舞台監督，照明家，音響家，舞台美術家，制作者，キュレーター，メイクアップアーティスト，舞台衣装家，その他アートワーク，クリエイションに関わるプロフェッショナル

(ロ) 活動領域

音楽，演劇，舞踊，美術，映像，伝統芸能，複合（核となる分野を特定できない芸術活動）等

ロ 過去 1 年以上継続して、プロフェッショナル（不特定多数の観客に対し対価を得て公演・展示等を行う者及び当該公演・展示等の制作に携わっている者）として文化芸術活動を行っていること。

ハ 宮城県内居住者又は宮城県内を主な活動拠点にしていること（自身に関わる公演・展示等の活動の過半が宮城県内で行なわれていること。）。)

(2) 対象作品

文化芸術活動にプロフェッショナルとして携わる方々による動画作品であることが前提となります。

イ 個人又は10人以内のグループが創作する、未発表の新作であること（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、動画作品上も、いわゆる「3密」を避けたものとしてください。）。

ロ 既存作品をもとに動画作品を制作する場合は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため未発表となったもので、個人又は10人以内のグループで制作するものであること。

ハ 動画作品は、5分～10分程度を目安とすること（3分以上、15分以内のものとしませぬ。）。

ニ 動画の撮影メディア（ファイル形式）は、後日、HP等でお知らせします。

ホ 絵画などの静止面のスライドショーなどの作品も可とします。

※ 制作物等の販売活動を主な目的とするものや、宗教的又は政治的な宣伝・主張を目的とするものなどは、対象外となります。詳しくは応募規約をご確認ください。

※ 著作権等権利関係については、応募者でご対応いただきます。

【参考：動画作品のイメージ（次のコンテンツを動画で撮影したもの）】

- ・パフォーマンス（ダンス、音楽演奏、朗読、合唱、寸劇等の作品の一部）
- ・美術などのライブ制作
- ・アニメーションやドキュメンタリー等の短編映像など
（新型コロナウイルス感染症の影響により未発表の既存コンテンツ）

※ 上記3(2)ロに留意のこと。

4 応募方法

別紙申請様式に必要事項を記載いただいた上で、企画を応募していただきます。

なお、同一人が複数の応募を行い、又は別に応募を行うグループの一員になることはできません。

(1) 提出書類

次のものを全てそろえ、期日までに提出してください。

イ 申請書一式

(イ) 助成金交付申請書（第1号様式）

氏名（本名）、生年月日、連絡先（住所、電話、FAX、Eメール）、職業・職種、活動領域、直近過去3年間の活動実績、新型コロナウイルス感染症による自身

の活動への影響などを記入してください。

(ロ) 企画書 (第2号様式)

ロ 申請者に関する資料 (任意の様式)

・活動実績を示す資料 (写し可)

申請書に記載した活動実績の中で過去1年間に関する契約書, 領収書, チラシなど (活動実績を証明する書類)

(2) 提出方法

Eメール又は郵送 ※メールの場合は, 書類をPDFにして送付してください。

イ 一人1件のみの応募としてください。

ロ グループとして応募する場合は, 代表者を一人決め, その代表者が企画書を作成し, 提出書類を取りまとめて提出してください。ただし, 助成金交付申請書はグループ全員分 (最大10人まで) の提出が必要となります。

※ 例: 10人の場合は企画書1通, 申請書10通, 活動実績を示す資料10人各々の分の3点セット

(3) 対象とならない企画

イ 興行・その他専ら営利を目的とするもの。

ロ 宮城県及び公益財団法人宮城県文化振興財団の助成金, 負担金等を受けているもの。

ハ 国及び宮城県以外の地方公共団体が行う同種の補助事業の対象となったもの。

5 募集人数

200人まで

※ 申請人数が募集人数を上回った場合には応募期間前に募集を締め切る場合があります。

※ 本事業は事業予算の範囲で執行されるため, 必ず助成金が交付されるものではないです。

6 募集期間等

令和2年7月8日 (水) 9時~同年8月7日 (金) 17時 必着

※ 期日までに到着しなかった申請は, 受理せず返送します。

7 選考方法

外部の有識者等も加わり, 以下の点について審査します。審査に当たり, 企画内容の確認のためにお問い合わせをさせていただく場合があります。

(1) 本募集要項3 (1) を満たしているか

(2) 実現可能な企画となっているか

- (3) 動画作品の実施内容が具体的でわかりやすく記載しているか
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じているか

8 審査結果

審査結果は、全ての応募者（グループでの応募の場合は代表者）に対しメールでお知らせします。なお、審査内容については、お問い合わせいただいてもお答えできません。

9 採択された企画の動画作品制作

(1) 動画作品制作上の注意点

イ 動画作品の制作に当たっては、オンラインを活用するなどいわゆる「3密」を避け、換気、手洗い、うがいを徹底する等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めてください。なお、現在の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、自宅以外での撮影も行っていただけます。

ロ 本事業のプロジェクト名（「トモシビ・プロジェクト」）を動画の中のどこかで表現していただくようお願いします（表現方法はお任せします。）。

ハ 動画作品の配信方法については、審査終了後、審査結果とともにお知らせします。

ニ 記録メディアはデータ化されているものに限り（8ミリフィルム、VHSテープ等不可。）。

(2) 動画の提出方法等

イ 提出方法 Eメール、宅配メール（「ギガファイル便」）又はUSBメモリにより提出してください。

※ USBメモリで提出された場合は、当該USBメモリは返却しません。

ロ 提出期限 審査結果受取後、1か月以内に提出してください。

採択後に辞退する場合は、事務局まで早急に連絡をいただくようお願いします。

(3) その他

やむを得ない事情により、企画応募時からグループ構成員を変更等する場合は、事前に事務局まで連絡をお願いします。

10 動画作品確認と支払い

(1) 確認

動画作品提出後、内容確認を経て、Webサイトで配信します。

ただし、内容確認の結果、募集要項及び応募規約に違反する事項が確認された場合は、配信せず、また、出演料相当についてもお支払いしないことがあります。

(2) 支払い

イ 金額

出演料相当として、個人又はグループ構成員毎に、一人当たり10万円をお支払い

します。

※ グループでの動画作品については、申請書に記載された構成員毎にお支払いします。

ロ 手続

動画作品の提出に合わせて、支払い手続を行います。手続内容については、ホームページ等でお知らせします。なお、お支払いは、動画作品の内容確認後、各人の口座にお支払いします。

1 1 その他

本募集要項及び応募規約に定めがあるものを除くほか、必要がある事項については、別に定めます。

1 2 事務局<申請書・動画作品提出先>

公益財団法人 宮城県文化振興財団

〒980-0803

仙台市青葉区国分町三丁目 3 番 7 号

T E L 022-225-8641

F A X 022-223-8728

e-mail:bunkasien@miyagi-hall.jp

申請書類ダウンロード先

公益財団法人宮城県文化振興財団HP <http://miyagi-hall.jp/foundation/>

みやぎ文化芸術応援事業「トモシビ・プロジェクト」応募規約

本事業への応募に当たっては、募集要項及び本応募規約をお読みいただき、ご同意いただいた上でご応募ください。

1 対象とならない作品

以下の内容を含む動画作品は対象となりません。

- (1) 応募者以外の作品を無断で利用するなど、第三者の著作権、肖像権、商標権、所有権、その他の権利を侵害するもの
- (2) 制作物等の販売活動を主な目的とするもの
- (3) 宗教的又は政治的な宣伝・主張を目的とするもの
- (4) 特定の個人又は団体を誹謗中傷することを主な目的とするもの
- (5) 寄付やその勧誘を主な目的とするもの
- (6) 児童ポルノ、差別的・暴力的言動、ヘイトスピーチ、応募者・関係者名を偽った応募など公序良俗に反するもの
- (7) 日本国憲法、法律、政令、条例等に違反するもの

2 動画作品の権利、使用取扱い

- (1) 応募作品の著作権は、全て応募者に帰属します。ただし、宮城県及び公益財団法人宮城県文化振興財団は、本事業の広報、記録、報告等のために必要な範囲で、採択動画を、無償かつ通知を要せず無期限に利用することができるものとします。なお、宮城県及び公益財団法人宮城県文化振興財団の利用に当たり、応募者は著作権者人格権を行使しないものとします。
- (2) 動画作品には、配信環境などの技術的制約により、解像度その他に補正が加えられる場合があります。
- (3) 配信された作品の制作者の名称等の情報は、宮城県及び公益財団法人宮城県文化振興財団において、本事業の広報等において利用させていただく場合があります。

3 個人情報の取扱い

申請書様式に記載され、宮城県及び公益財団法人宮城県文化振興財団及び事業運営を担う委託事業者により取得された個人情報は、公益財団法人宮城県文化振興財団の個人情報の保護に関する規定に則り、適正に管理いたします。ただし、本プロジェクトの実施及びその事後評価等のため、宮城県及び外部有識者に、取得した個人情報を提供することがあります。また、本事業に関するアンケートや宮城県及び公益財団法人宮城県文化振興財団の事業のご連絡をさせていただく場合があります。

4 その他

- (1) 動画作品について、第三者からの権利侵害、損害賠償請求などの主張ないし請求があった場合、応募者の責任と負担で解決するものとし、宮城県及び公益財団法人宮城県文化振興財団は一切の責任を負いません。
- (2) 採否に関わらず、応募に係る費用については、全て応募者の負担とします。なお、使用楽曲の著作権対応等も各自で適切に行ってください。
- (3) 提出書類等については、一切返却いたしません。
- (4) 出演料相当の支払い後に、虚偽の申告など募集要項及び本応募規約の規定に違反していることが判明した場合は、支払った金額について返還していただくことがあります。
- (5) 応募後、連絡先や住所等を変更した場合は、速やかにご連絡ください。
- (6) 転居等により連絡先が不明の場合は、採択を取り消す場合があります。
- (7) 審査結果内容等に関するお問い合わせには応じられません。

(参考)

動画の募集開始から配信・支払いまでの主な流れ

